

令和3年4月23日

各県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（依頼）

このことについて、別添（写）のとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から依頼がありました。

令和3年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、4月20日から5月11日までを期間として、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県が、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われ、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項として、新たに、大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来に関する自粛の要請を含め、感染状況に応じて、必要な注意喚起や呼びかけを行うこととなりましたのでお知らせします。学校等の取扱いに係る記載に変更はありません。

なお、都道府県間の移動に関し、修学旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。）は有意義な教育活動であり、教育的意義や児童生徒の心情等を踏まえ、以下のQ&Aを参考にし、適切な感染防止対策を十分に講じたうえでその実施について特段の配慮をお願いします。

各校においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

記

【参考】

文部科学省ホームページ

「Q&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）学校行事に関すること」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

【対処方針における学校の取扱いに係る記載】

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（3）まん延防止

5）学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

事務担当	高校教育課	高校教育班	小林 久哲
			TEL：059-224-3002
	特別支援教育課	特別支援教育班	石川 真史
			TEL：059-224-2961
	保健体育課	健康教育班	柚木 歩
			TEL：059-224-2969